

(表紙)

西
桂
町
森
林
整
備
計
画

西桂町森林整備計画

計画期間 自 令和 6 年 4 月 1 日
 至 令和 1 6 年 3 月 3 1 日

山
梨
県

西
桂
町

山 梨 県
西 桂 町

目次

I	伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項・・・・・・・・P5～9
1	森林整備の現状と課題
2	森林整備の基本方針
3	森林施業の合理化に関する基本方針
II	森林の整備に関する事項
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く） P 9～11
1	樹種別の立木の標準伐期齢
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法
3	その他必要な事項
第2	造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11～16
1	人工造林に関する事項
2	天然更新に関する事項
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
5	その他必要な事項
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準・・・・・・・・・・・・・・・・P16～20
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
2	保育の種類別の標準的な方法
3	その他間伐及び保育の基準
4	その他必要な事項
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項・・・・・・・・P20～25
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法
3	その他必要な事項
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
	P26～27
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項
- 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項・・・・・・・・・・ P27～28
 - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
 - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - 4 その他必要な事項
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

P28～30

 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - 3 作業路網の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- 第8 その他必要な事項・・・・・・・・・・ P30～32
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項

III 森林の保護に関する事項

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項・・・・・・・・・・ P32～33
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

P34～35

 - 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - 2 鳥獣による森林被害対策の方法
 - 3 林野火災の予防の方法
 - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 5 その他必要な事項

- IV 森林の保健機能の増進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・P35
- V その他森林の整備のために必要な事項・・・・・・・・・・・・P35～43
- 1 森林経営計画の作成に関する事項
 - 2 生活環境の整備に関する事項
 - 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
 - 4 森林の総合利用の推進に関する事項
 - 5 住民参加による森林の整備に関する事項
 - 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
 - 7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、山梨県の南東部に位置し、北と東は都留市、南は富士吉田市、西は富士河口湖町とそれぞれ境を接している。平地は、山中湖に水源を発する相模川が町の南東部を南西から北東に縦断して流れ、その他中小河川と併せその区域には農耕地が開けている。

本町の総面積は1,522haであり、そのうち森林面積は、1,295haで林野率は85%であり、県有林417ha、民有林878haである。本町の森林は富士箱根伊豆国立公園の一角を形成し相模川水系の重要な水源地域であることから、水源涵養機能はもとより、山地災害防止機能、保健文化機能等を兼ねた森林のもつ公益的機能の発揮を図り地域の活性化に資することが期待されている。

森林の人工林率が69%と高く、樹種構成では県有林がアカマツ・カラマツ、民有林はアカマツ・スギ・ヒノキが多い。齢級構成では9齢級以上の林分が98%に達していることから、今後は森林資源の活用が期待される。しかし、林業生産活動の基盤である林道は本町に一路線もなく、木材利用を促進していくためには路網整備を進めていく必要がある。

一方、一般民有林については、所有者一人あたりの面積が小さく木材価格の低迷により所有者の森林への関心が低くなり、森林境界、所有者不明な森林が増加しつつあることなど、新たな課題が生じているため、平成31年度から始まった森林経営管理制度により適切な森林管理を推進していく必要がある。林業就業者の減少、高齢化も進行しており近年は人手不足で若手就業者の確保が課題となっている。

また、山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例により、倉見・下暮地地区が水源地域に指定されており適切な森林管理が求められている。このほか、近年は集中豪雨等の異常気象も多発しており、人家付近での土砂災害や倒木による被害の危険性も高まっていることから、防災対策としての森林整備も必要となっている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域を目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能の確保を図りつつ、森林施業の集約化及び作業路網の充実により人工林資源を積極的に活用するため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施及び健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

具体的には、水源の涵養、山地災害の防止、土壌の保全、快適環境の形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全又は木材生産の各機能の発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮した森林整備を行う観点から、そ

それぞれの森林が発揮することを期待されている機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を次のとおりとする。

①水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

②山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

③快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

④保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

⑤文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

⑦木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が多い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

この望ましい森林資源の姿を踏まえ育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の保全及び管理等に加え、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図るものとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

人工林が多く、かつ比較的傾斜が緩く林業経営可能な森林は、積極的に施業集約化を行い路網整備し、需要に応じた木材生産を行う森林を目指す。天然林や林業経営に向かない人工林は、公益的機能の発揮を重視した、多様な樹種構成や齡級構成の森林を目指す。特に、人家や主要道路周辺の森林は、防災機能の高い森林を目指す。

森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策は次のとおりとする。

①水源涵養機能

洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を実施する。

②山地災害防止機能／土壤保全機能

災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

③快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

④保健・レクリエーション機能

町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

⑤文化機能

美しい景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、風致の

ための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

⑥生物多様性保全機能

原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

⑦木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

なお、平成30年度に成立した森林経営管理法に基づく森林経営管理制度が平成31年度から始まったことから、計画的に森林所有者の意向調査を実施し、所有者自ら管理経営ができない森林については町が森林経営管理権を設定し、林業経営可能な森林については意欲と能力がある林業経営体に林業経営を委ねることにより、適切な森林整備を推進する。なお、自然的条件に照らして林業経営が困難な森林については、森林環境譲与税を活用し、町が森林管理を行うものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

現在、町内の森林は人工林主体に資源が充実してきており、適正な森林施業の実施が喫緊の課題となっている。

そのため、フォレスター、森林施業プランナー、県、森林組合等、林業事業体、森林所有者、町等で相互に連絡を密にして、意欲と能力を有する者による森林施業の集約化、林業後継者の育成、林業専用道や森林作業道の路網整備、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。また、ハイキング、キャンプ等で町の観光資源として期待される三ツ峠登山道沿いの一部や林業経営に向かない森林については、防災面と保健・レクリエーション機能を備えた針広混交林及び広葉樹林化を目指していく。

森林施業の中心になる森林組合は森林所有者に対して、積極的に施業を提案することを通じて、長期受委託契約による施業の集約化を進め、森林経営計画に基づく一体的かつ計画的な森林施業の推進を図るものとする。しかし

ながら、相続や県外への転出などにより森林所有者の把握が困難な森林が増加しており、森林情報整備が必要である。そのため平成30年度に整備した林地台帳を積極的に活用し、登記情報や森林所有者からの申し出等による所有者情報の更新等、適切な管理運用を行うものとする。

一方、既設道路からの距離が短い森林については、森林作業道等（搬出路）の整備状況に応じて、利用間伐を実施する。また、今後伐期の長期化に伴い、高齢級の間伐や抜き切りが増加することが見込まれるため、作業路網を整備し、木材を搬出できる体制を整える。作業路網については、主伐時の搬出にも活用することを前提として作設を行い、簡易で丈夫な森林作業道への転換を図る。

主伐後の伐採跡地はこれまで人工植栽を基本としてきたが、造林コストの縮減や多様な森林の造成の観点等から、天然力を活用した更新も実施する。

人工植栽地については、その後適時適切な間伐を実施し、林内照度を確保して下層植生の生育を促す。

上記の森林施業を推進するに当たっては、現場に応じた低コスト・効率的な作業システムの確立を図る必要があり、森林組合等を中心に森林所有者等、フォレスター、森林施業プランナー、林業普及指導員、林務環境事務所職員、町林務担当職員の連携のもと最適な施業方法を選択する。

また、適時適切な森林施業を進めるためには、できるだけ所有者負担を軽減することが必要不可欠であることから国、県の補助事業について積極的な活用を図るものとする。

さらには、平成31年4月に森林環境税及び森林環境譲与税(以下、「本税」という。)に関する法律が施行され、本町においても本税が譲与されることになったことから、各地区の問題解決のため「森林経営管理意向調査全体計画」を定め、森林整備や人材育成、木材利用の促進など本町における林業施策を推進するために本税の活用を図るものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	アカ マツ	カラ マツ	モミ シラベ	その他 針葉樹	クスギ・ナラ類		その他 広葉樹
							用材用	その他	
本町	年	年	年	年	年	年	年	年	年
全域	40	45	40	40	50	70	30	15	50

※標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち、更新（伐採跡地が再び立木地となること）を伴う伐採である主伐の方法は、以下に示す皆伐又は択伐とする。

皆伐：皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が過度に連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めること。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこと。

人工林の生産目標ごとの主伐時期は、次表を参考にすること。

樹 種	生産目標	期待径級（ｃｍ）	主伐の時期
ス ギ	普通材	２４	４０
	大径材	３６	８０
ヒノキ	普通材	２２	４５
	大径材	３０	９０
アカマツ	普通材	２４	４０
	大径材	３４	８０
カラマツ	普通材	２２	４０
	大径材	２６	８０

３ その他必要な事項

①木材生産機能維持増進森林は、木材を安定的かつ効率的に供給することとその主な目的としており、継続的に伐採を行い木材を生産する必要がある。一方で、木材生産機能維持増進森林に指定されている森林においても、林地崩壊や流木被害のおそれがある場合は、極力伐採を控えるようにし、急傾斜地では大面積皆伐を避け、択伐等を選択するものとする。

②林業経営を主目的としない森林においては、動物の生息地を確保する観点から、伐採の際に枯損木の残存に配慮する。また、人工林については強度の抜き切りを実施すること等により針広混交林化、広葉樹林化を図るものとする。

③河川及び湖沼周辺の生態系の維持及び降雨等による流木被害の防止を図るため、水辺林は極力伐採を控え残置するよう努めることとする。

④伐採時に発生する枝条等については、適切に処理するものとし、流木被害の一要因とならないよう十分留意する。

第２ 造林に関する事項

１ 人工造林に関する事項

人工造林は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の

発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は適地適木を旨として、各地域の立地条件、既存造林地の生育状況及び獣害の有無を勘案して選定するものとする。なお、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意するものとする。

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、カラマツ、その他針葉樹（高木性）、ケヤキ、ミズナラ、カエデ、その他広葉樹（高木性）

※なお、上に定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町林務担当課とも相談の上、適切な樹種を選択すること。

なお、スギを植栽する場合は花粉症対策苗木の利用に努めるものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林に当たっては、施業の効率性や地味等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件等を勘案して、1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽する。なお、人工造林の樹種別の植栽本数は下表を標準とするが、低密度植栽等を導入する場合は、使用する苗木（大苗木、コンテナ苗等）の特性等を総合的に勘案して適切な植栽本数を決定するものとする。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）	備 考
スギ	中仕立て	3,000～4,000	
ヒノキ		3,000～4,000	
アカマツ		4,000	
カラマツ		2,000～3,000	
シラベ、モミ、トウヒ		3,000	
広葉樹		3,000～6,000	

※ 複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽すること。

また、定められた標準的な植栽本数と大幅に異なる本数を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当課とも相談の上、適切な植栽本数を決定すること。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう整理する。 傾斜地では、表層土壌の浸食、流亡を抑えるため、「筋刈り地拵え」もしくは「全刈り地拵え」の場合は刈り払った末木枝条を等高線に沿って筋状にまとめて配置する「筋置き地拵え」を行う
植え付けの方法	気候、立地条件及び既往の植付方法を勘案しつつ、樹種の生理的条件を考慮し、適期に植え付ける。また、周辺の林地の状況から獣害のおそれがある場合は、防護柵、ネット等の被害対策も同時に行う。 なお、効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入を検討するとともに、苗木の選定については、特定苗木などの成長に優れた苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の増加に努める。 また、植栽木の配置は正方形植えを基本とするが、傾斜地では上下方向の水平距離が短くなるため、急傾斜地では上下方向の距離が長くなる矩形植えとする。 （１）裸苗を植栽する場合 活着をよくするだけでなく、活着後の雑草木との競争に負けずに生育させるため、次のように丁寧に植栽する。 ①地被物を表土がでるまで取り除く。②植穴を中央より下側に掘り、掘った土で平らな台をつくる。③覆土を穴の上側から崩してかぶせる。④土を踏み固めて植えた後を平らにする。⑤土壌の乾燥を防ぐために苗木の周辺にリターを被せる。 （２）ポット苗を植栽する場合 ポットをつけたまま植栽する場合（ジフィーポット等）は、ポット内の土の高さと、植栽後の周辺の高さが同じになるか、ポットが埋まる程度までの深さで植栽する、ポットを外して植栽する場合（プラスチックポット等）は、根鉢を崩さないように注意して、根鉢の上面と植栽後の周辺の土の高さが同じようになるように植栽する。 その他、植栽木の対する獣害のおそれがある場合は、適宜、防護柵、ネット等の被害対策を実施する。

植栽の時期	根が成長を開始し、芽がまだ開かない早春が最適である。遅くとも梅雨入り前までに行うことが望ましい。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林による更新は、皆伐地においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐地においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の育成状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、伐採及び伐採後の造林の届出において、5ha以上の皆伐を計画した届出書が提出された場合には、現地確認等により天然更新の実施の可否を判断する。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、シラベ、モミ、クヌギ、コナラ、その他高木性広葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ、その他高木性広葉樹（ミズナラ、クリ、ケヤキ）

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
全対象樹種	10,000本/h a

天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新することとする。天然更新の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、50cmとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図る。
刈り出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあつては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図る。
芽かき	ぼう芽の優劣が明らかになる2～6年目頃に、良好なぼう芽について、1株当たりの仕立ての本数2～3本を目安としてぼう芽の整理を行う。
植込み	地表処理、刈り出し等の更新補助作業を実施しても、伐採後5年以内に天然更新完了基準を満たす本数の稚幼樹の生育が見込めない場合、若しくはぼう芽更新のみでは伐採後5年以内に天然更新完了基準を満たす本数の稚幼樹の生育が見込めない場合は、経営目標を勘案したうえで確実に更新が図られる樹種を選定して植え込みを行う。 なお、ぼう芽力は3代目くらいから低下するため、2回ぼう芽更新をした後は苗木植栽による更新を行うことが望ましい。

ウ その他天然更新の方法

更新完了基準を次のとおり定め、現地確認により天然更新の完了の確認を行う。更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

天然更新完了の判断基準

第2の2の(1)で定める天然更新対象樹種の樹高が50cm以上で、立木度3以上(幼齢林分については第2の2の(2)で定める期待成立本数の10分の3以上)をもって更新完了とする。

なお、天然更新調査の方法は、平成24年3月林野庁計画課作成の「天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)」による。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

- ・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性樹種から構成される天然林・二次林が更新対象地周辺に存在せず、林床にも高木性樹種の稚樹が存在しない場合。ただし、更新対象地内に母樹となり得る高木が10本／ha以上残存している場合は除く。
- ・ささ類が林床を一面に被覆している森林
- ・ただし、Ⅳの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設設置が見込まれるものは除くものとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、第2の2の(2)に定める期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし草丈に一定以上の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）とする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次に示す事項に従って適切な時期及び方法により実施するものとする。

間伐については、うっ閉（林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の

層が林地を覆ったようになり、樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することであり、材積に係る伐採率が35%以下で、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年度においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うこととする。

樹種	施業体系	植栽 本数	間伐を実施すべき標準的な林齢				標準的な方法(%, 本)		
			初回	2回目	3回目	4回目 以降	(間伐率(本数))		
							間伐本数		
							初回	2回目	3回目
スギ	中仕立て	3,000	14~18	19~26	27~32	長伐期 施業	(20~30) 550~750	(25~30) 500~700	(25~30) 300~500
	中仕立て (省力化施業)	3,000	18~22	28~32	長伐期 施業		(30~40) 800~ 1,000	(35~45) 600~800	
ヒノキ	中仕立て	3,000	16~22	23~29	30~36		(15~25) 400~600	(25~30) 500~700	(25~30) 300~500
	中仕立て (省力化施業)	3,000	18~24	30~36	長伐期 施業		(20~35) 600~800	(30~40) 500~700	
アカ マツ	中仕立て	3,000	16~20	21~26	27~32		(20~30) 700~900	(30~40) 600~800	(30~40) 300~500
カラ マツ	中仕立て	3,000	14~18	19~26	27~32		(25~35) 700~900	(25~35) 500~700	(30~40) 300~500

なお、平均的な間伐の実施時期の間隔は次のとおりとする。

標準伐期齢未満(人工植栽に係るもので、樹種を問わない)	10年
標準伐期齢以上(人工植栽に係るもので、樹種を問わない)	15年

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の 種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																
		年 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	20	
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1											
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1											
	アカマ ツ	1	1	1	1	1												

	カラマツ	1	1	1	1	1											
つる切	スギ									1							
	ヒノキ										1						
	アカマツ							1									
	カラマツ							1									
除伐	スギ										1						
	ヒノキ											1					
	アカマツ										1						
	カラマツ										1						
枝打ち	スギ										1					1	
	ヒノキ										1						1

保 育 の 種 類	標準的な方法	備考
下刈	目的樹種の高さが雑草木の丈の約1.5倍になるまで、毎年1回以上行う。 実施時期は6月～8月上旬を目安とする。	植栽後数年は状況に応じて年2回実施する。 また、植栽後5年以降は状況に応じて隔年とすることもできる。
つる切	下刈終了後、林分が閉鎖するまでの期間に、つる類の繁茂状況に応じて適時行う。 実施時期は6月～7月を目安とする。	クズの繁茂する箇所では、早期に処理することとする。
除伐	下刈終了後から15年生までの間に、造林木の生育が阻害されている箇所及び阻害されるおそれのある箇所について1～2回行う。 実施時期は5月～6月を目安とする。	目的外樹種であっても、生育状況及び将来の利用価値を勘案して、有用な林木については育成を図ることとする。
枝打ち	根元直径が6cm程度の時期に開始し、2回目以降は下枝径が6cm程度に生長した時期に地際から4～6m程度まで3～4回実施する。 実施時期は、樹木の生長休止期の12月下旬～3月上旬を目安とする。	枝打ちは他の保育作業と違い林分成立には必要ないため、左記にとらわれず無節材生産や完満度の高い材の生産、林内光環境の改善、年輪幅の調整、病虫害予防等目的に応じて実施時期・回数を検討する。

本表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、植栽木及び競合樹種等の生育状況及び生産目標に即して効果的な時期、回数、作業方法を検討して実施すること。

3 その他間伐及び保育の基準

(1) 間伐及び保育の基準

花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐に当たっては、雄花着花量の多い林木について優先的に実施する。

(2) 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数の目安

間伐の実施に当たっては、第3の1に示す方法を基準とするとともに、以下を参考とする。

樹種	仕立ての方法	収量比数 (R _y)	備考
スギ	中仕立て	0.8	左記の樹種以外についても、間伐を実施する必要がある場合は、収量比数0.8を基準とする。 初回間伐については収量比数0.7前後で実施することが望ましい。
ヒノキ			
アカマツ			
カラマツ			

収量比数 = (森林の立木の単位面積当たりの材積) / (樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大材積)

「参考」間伐を実施すべき森林の立木の収量比数に応じた立木の材積 (R_y = 0.8となる材積)

単位：材積m ³ /ha				
樹高	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
8	150	173	115	93
9	176	197	132	108
10	203	220	150	124
11	232	244	168	139
12	261	268	187	156
13	295	292	206	173
14	323	317	225	190
15	355	341	244	207
16	388	366	264	225
17	421	391	284	243

4 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法について、地域森林計画で定める公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け51林野計第532号林野庁長官通知）に基づく森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系、経営管理権及び経営管理実施権の設定見込み等を勘案し、次のとおりとする。

（1）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）の区域を別表1のとおり定めるものとする。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

地域	樹 種								
	スギ	ヒノキ	アカ マツ	カラ マツ	モミ シラベ	その他 針葉樹	クスギ・ナラ類		その他 広葉樹
							用材用	その他	
本町	年	年	年	年	年	年	年	年	年
全域	50	55	50	50	60	80	40	25	60

（2）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定めるものとする。

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健機能維持増進森林）

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小及び回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図る。このため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表２に定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	樹 種								その他 広葉樹
	スギ	ヒノキ	アカ マツ	カラ マツ	モミ シラベ	その他 針葉樹	クヌギ・ナラ類		
							用材用	その他	
本町	年	年	年	年	年	年	年	年	年
全域	80	90	80	80	100	140	60	30	100

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

（１）区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について、「別表１」に定める。

そのうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として同じく「別表１」に定める。

（２）森林施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

3 その他必要な事項
該当なし

別表 1

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林(a) 49～52 林班	4 1 7 . 3 2
	民有林(a) 1～8 林班 ただし、以下の県管理分収林を除く 県行分収林 林班 (台帳番号) 8 (2016)	8 8 1 . 9 5
	小計	1 , 2 9 9 . 2 7
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林(b) 49～52 林班	4 1 7 . 3 2
	民有林(b) 県行分収林 林班 (台帳番号) 2(536,618,704,1413,2053) ,3(402,478),4(1776),6(1005)	4 7 . 9 7
	小計	4 6 5 . 2 9
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林(c)	
	民有林(c)	
	小計	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林(d) 50,51 林班	2 4 3 . 3 4

		民有林(d)	
		小計	2 4 3 . 3 4
うち生物多様性保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林(e)		
	民有林(e)		
	小計		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	県有林		
	民有林 1～8 林班	8 8 1 . 9 5	
	小計	8 8 1 . 9 5	
うち特に効率的な施業が可能な森林	県有林		
	民有林		
	小計		

※ 民有林は、地域森林計画対象森林のうち、県有林を除いた森林

※ 県有林の植樹用貸地は民有林に含まれる。

別表 2

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		県有林 別表 1 : 県有林(a) に示す区域全て	4 1 7 . 3 2
		民有林 別表 1 : 民有林(a) に示す区域全て	8 8 1 . 9 5
		小計	1 , 2 9 9 . 2 7
長伐期施業を推進すべき森林		県有林	
		民有林	
		小計	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	県有林 別表 1 : 県有林(b) 及び(d) に示す区域全て	4 1 7 . 3 2
		民有林	4 7 . 9 7

		別表 1 : 民有林(b)及び (d)に示す区域全て	
		小計	4 6 5 . 2 9
	択伐による複層林施業を推 進すべき森林	県有林	
		民有林	
		小計	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推 進すべき森林	県有林	
		民有林	
		小計	

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町における保有森林規模を林家数で見ると48林家の内、5ha未満の林家数は37戸あり77%を占め極めて零細であり、ほとんどの林家は農業や他産業の収入に依存している。

これらの森林においては、適切な森林施業を確保していく観点から、集落単位で、森林所有者、集落リーダー、森林組合等職員、県林業普及指導員、フォレストラー、及び町職員等が参加する会合を開催する。この中で、今後の森林管理や林業経営のあり方について合意形成を図り、意欲と実行力のある林業経営体等が森林所有者から委託を受けて、集約化を促進するものとする。

また、森林施業の集約化を進め、林業経営の合理化、効率化のため、森林経営計画を作成する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施については、森林所有者等への働きかけ、情報の提供や助言、斡旋などを推進し、意欲ある森林所有者、森林組合、林業事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化や森林情報の収集、関係者による情報の共有に努めるとともに、森林経営計画の作成などを通じて計画的な施業の実施につなげる。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体等と委託者である森林所有者等が森林経営受委託契約を締結する。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営の計画期間内（5年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営などについて適切に設定することに留意する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森

林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法と整合性に留意する。

また、森林経営管理事業で実施する森林整備に関する詳細事項は、令和３年度に策定した当町の「森林経営管理意向調査全体計画」のとおりとする。

5 その他必要な事項

無

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林組合や林業事業体に施業を委託せず、複数の森林所有者等が自ら施業の共同化により効率的な森林施業に取り組む場合、森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定を締結することで、共同して実施する施業及びその分担割合、森林作業道や土場等共同利用する施設の設置及び維持管理の方法等の共同化に関する事項が協定期間中担保されるため、積極的に協定の締結を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化に当たっては、間伐等の施業や作業路網の維持運営等について重点的に行うこととする。

また、施業の共同化を進めるためには、森林施業に消極的な森林所有者に対して、地区集会等への参加を呼びかけ、森林施業の重要性を認識させるとともに林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促す。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ①共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にする。
- ②共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にする。

- ③共同施業実施者の一が①又は②により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置を明確にする。

4 その他必要な事項

無

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は次のとおりとする。なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所について適用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系 作業システム	35 以上	65 以上	100 以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系 作業システム	25 以上	50 以上	75 以上
	架線系 作業システム	25 以上	0 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系 作業システム	15 以上	45 以上	60 以上
	架線系 作業システム	15 以上	0 以上	15 以上
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	5 以上	0 以上	5 以上

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を、概要図のとおり定める。

路網整備等 推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
---------------	------------	--------	---------------	------	----

無					
---	--	--	--	--	--

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本とした山梨県林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設・拡張に関する計画については、以下のとおりとする。

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長(m) 及び箇所数
開設	無				
開設計	無				

利用区域面積 (ha)	前半5カ年の 計画箇所	対図番号	備考

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

西桂町が作設した基幹路網については西桂町を管理者とし、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）及び「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

細部路網の作設に当たっては、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）及び山梨県森林作業道作設指針に基づき、現場の状況に応じて、できるだけ簡易で長持ちする（維持修

繕コストがかからない) 構造とする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

山梨県森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本町の林家の大部分は経営規模が5ha未満の零細所有者であり、林業採算性の悪化により、林業後継者不足、林業労働者の高齢化が急速に進行している。

具体的には、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業の複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、作業道等の路網整備や高性能林業機械の導入による生産コストの低減及び労働強度の低減を図る。

また、作業の合理化及び効率化に努める。

このほか、林業労働者の確保に向けた取り組みとして、移住等の推進に努める。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

①林業労働者の育成

本町林業は、小規模経営でしかも農業等との兼業がほとんどであるため、農業の振興策とともに林業労働者の育成対策を進めることも重要である。

林業労働者の育成については、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を起こさせること、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件を保障することが重要である。そのため林業労働者の社会保険等への加入の促進、通年雇用や月給制の導入、就労施設の整備など労働条件の改善及び雇用の安定化に努める。また、各種研修を実施して、新規就労者の技術向上をフォローする体制を整備する。

②林業後継者の育成

農業を含む農林業後継者は労働過重による労働環境条件の厳しさ及び収入が不安定であることなどから現状では大きく増加することは期待できない。このため、林業の担い手として森林組合への期待が大きくなっており、森林組合の機能が十分発揮できるように育成強化に努めることとする。

また、県内外の木材市況の動向把握に努め、情報を提供するとともに、

木材消費の開拓については町として検討し、林業経営の魅力を高めるようにする。

(3) 林業事業体の体質強化方策

本町の林業の担い手である森林組合をはじめとする林業事業体においては、森林所有者と施業の長期受委託契約による事業量の確保、また合併や経営の多角化による事業の拡大を図ることによる就労の安定化、近代化を図るものとする。

また、労務班員の労働安全の確保、月給制、休日の導入及び各種社会保険への加入による勤務体系、賃金体系の改善を図り、広域就労の推進等による雇用の通年化に努め、併せて林業者の定住化を促進するものとする。

さらには、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本町の人工林は11～13齢級以上が大半であり、伐期の長期化に伴い高齢級間伐が今後の緊急の課題となっている。しかし、林家の経営は零細で、さらに林業就労者の減少及び高齢化が進行している。

このような状況の中で、労働生産性及び安全性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには、林業の機械化を促進することが必要であり、高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を次に示す。

ただし、高性能林業機械は高価であるので、導入に当たっては、経営状況、今後の路網の整備計画及び機械の能力を十分に発揮することができるだけの事業量の確保の可否等を十分に検討すること。

(2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類			現 状	将 来
伐 倒 造 材 集 材	〔急傾斜地〕 町内一円	全木集材	チェーンソー+小型集材機+チェーンソー	チェーンソー+タワーヤーダ+プロセッサ
		全幹集材	チェーンソー+小型集材機+チェーンソー	チェーンソー+タワーヤーダ+グラップルソー
		短幹集材	チェーンソー+ウインチ付グラップル	チェーンソー+タワーヤーダ
	〔緩傾斜地〕 町内一円	全木集材	チェーンソー+トラクタ+チェーンソー	チェーンソー+トラクタ+プロセッサ
		全幹集材	チェーンソー+トラクタ+チェーンソー	チェーンソー+トラクタ+グラップルソー

		短 幹 集 材	チェーンソー＋林内作業車	チェーンソー＋グラップルローダー＋フ ォワーダ
造 林 保 育	地 拵、下 刈		チェーンソー、刈り払機、ブルドーザ、 人力	チェーンソー＋刈払機、ブルドーザ、 人力
	枝打ち		人力	人力

(3) 林業機械化の促進方策

- ①施業地の団地化を図り、施業の共同化及び受委託契約による施業の集約化により、事業量の確保を行う。
- ②高性能林業機械をはじめとする車両系機械の導入を前提とした作業道路の整備を行う。
- ③高性能林業機械のオペレーターを育成するための研修会等への積極的な参加を促進し、機械の能力を最大限活用できるようオペレーターの資質向上を図る。
- ④林業普及指導員、フォレスター等と相談して、現地に最適な機械の組み合わせの検討を行う。
- ⑤高性能林業機械の購入が難しい場合は、リース機の活用を検討を行う。
- ⑥場合によっては他の森林組合及び事業体と共同による機械の購入検討を行う。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の生産流通・加工については、木材単価が低下しているため低迷している。製材工場は、いずれも小規模の個人経営であり、規模の拡大も余り望めない現状である。

木材の流通に対する施策としては、原油の高騰を踏まえ木材を燃料としてとらえチップ材の利用促進を図る。

4 その他必要な事項

無

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）はニホンジカとし、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣を対象とする。

鳥獣害防止森林区域の対象とする森林は、「鳥獣害防止森林区域の設定に

関する基準について」（平成２８年１０月２０日付け２８林整研第１８０号林野庁長官通知）に基づき、対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれらの被害がある森林の周辺に位置し、被害発生のおそれがある森林であって、人工林を基本とし、地域における森林資源の状況に応じて天然林も含める（別表３のとおり）。

（２）鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣による被害を防止するため、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じて、単独又は組み合わせて推進する。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、忌避剤の散布、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

これらの被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進するものとする。また、アに掲げる防護柵は倒木等により破損した場合には適宜修繕し、被害防止効果が継続して発揮されるよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図る。

別表 3

対象鳥獣の種類	森林の区域		面積（h a）
ニホンジカ	県有林	49～52林班	649.58
	民有林	4，5林班	

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認については、必要に応じて現地調査による他、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等により行うとともに、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合は森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

森林病虫害等による被害の未然防止、巡視による早期発見及び早期駆除等に努める。

森林病虫害の駆除の方法については、森林病虫害等防除法に基づき被害の発見や防除に努める。

松くい虫の被害については、発生以来鋭意伐倒くん蒸処理による防除を実施してきたが、今後も引き続き被害が拡大していく状況が見込まれるため、地区被害拡大防止松林を中心に松枯れ被害を受けないヒノキや広葉樹等に樹種転換を図り、保全すべき松林への更なる松くい虫の被害拡大防止に努めていく。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れについては、本町でも令和3年度に下暮地地区県有林内において初めて被害の発生が見られたことから、今後のナラ枯れ被害まん延防止のため、国、県、森林組合等の関係機関と連携を図りながら、被害の監視や防除の実施など、被害の状況に応じた適切な防除対策を実施する。ナラ枯れ被害跡地については、状況に応じて、枯損木の伐倒処理を行い、倒木や枝折れによる二次被害防止を図りながら里山再生に努めるものとする。

なお、森林病虫害等のまん延防止のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、森林所有者の理解を得ながら、伐採の促進に関する指導を行うことがある。

2 鳥獣による森林被害対策の方法

近年、町内の里山地域で、シカやクマ等の獣害被害が多発しており、農林業に与える影響が甚大となっている。

補助事業を有効に活用し、防護柵の設置、藪の刈り込み、里山林の除伐、間伐による見通しの確保を実施し、被害の拡大を防止することとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災については、冬～春にかけての山火事の発生しやすい時期を中心に山火事防止パトロールを実施し、地域住民や入山者に対する防火意識の啓発等を行い、未然防止に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のため、火入れを実施する場合には、森林法第21条第1項等関係法令を遵守する。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備 考
民有林 1林班・2林班・3林班・8林班	松くい虫の被害を受けており、周辺松林への被害の拡大を防止するため	

※なお、病虫害のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班		区域面積（h a）
倉見	県有林	—	—
	民有林	1～3林班	2 4 6 . 8 2
下暮地	県有林	49～52林班	4 1 7 . 3 2
	民有林	4～8林班	6 3 6 . 5 7

※ここでのいう民有林は地域森林計画対象森林のうち県有林以外の森林であり、植樹用貸地は民有林に含まれる。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林を木材資源として活用するだけでなく、森林が持つ有益な機能を活用する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

下暮地地区における里山林整備の一環として、収穫された木材による木工芸体験等のイベントを開催し、資源の循環利用について普及する。また、町内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、三ッ峠グリーンセンターを有効活用し、森林・林業体験プログラムを組み込み、森林づくりへの積極的な参加を推進する。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

区域	作業種	面積	備考
該当なし			

7 その他必要な事項

(1) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

ア 保安林の施業方法

森林法第33条の規定により定めた指定施業要件に基づいて行うものとするが、保安林内において立木竹の伐採等を行う場合には、森林法第34条により知事の許可（森林法第34条の2第1項に規定する択伐の場合または同法第34条の3第1項に規定する間伐の場合にあっては、あらかじめ知事に伐採立木材積・伐採方法または間伐材積・間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐または間伐の届出書の提出）が必要である。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められているが、その主なものは次のとおりである。

種 類	伐 採 方 法	伐 採 の 限 度	更 新 方 法
水 源 か ん 養 保 安 林	1) 原則として伐採種の指定はしない。 但し、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、または流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐とする。(その程度が特に著しいと認められるものにあつては禁伐とする。) 2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。	1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は20ha 以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。 2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。 3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha 当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。 2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。

種 類	伐 採 方 法	伐 採 の 限 度	更 新 方 法
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	1) 原則として択伐とする。 但し、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐とする。 また、地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種の指定はしない。 2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。	1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha 以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。 2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。 3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha 当たり伐採跡地につきの確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。 2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。

水 害 防 備 保 安 林	1) 原則として択伐とする。 但し、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。	1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。 2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	
---------------------------------	--	---	--

種 類	伐 採 方 法	伐 採 の 限 度	更 新 方 法
保 健 保 安 林	1) 原則として択伐とする。 但し、伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。また、地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設または眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種の指定はしない。 2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。 3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。	1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha 以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。 2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。 3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。	1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha 当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。 2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。

注) 1 伐採をすることができる箇所は、原則として樹冠疎密度が10分の8以上の箇所であること。

- 2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に次により算出される択伐率※を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。

※択伐率

(1) 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された率が10分の3を超えるときは、10分の3とする。

(2) 伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林についての択伐率は、前項(1)の規定にかかわらず、同項本文の規定により算出された率または<附録式>により算出された率のいずれか小さい率とする。ただしその率が10分の4を超えるときは、10分の4とする。

<附録式>

$$\frac{V_o - V_s \times (7/10)}{V_o}$$

V_o : 当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s : 当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

3 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

4 植栽本数は、おおむね1ha 当たり樹種ごとに次の算式により算出された本数以上とする。ただし、3,000本を超えるときは、3,000本とする。

基準となる植栽本数 = $3,000 \times (5/V)^{2/}$

V : 当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される1ha 当たりの当該単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値

前記算式に基づき試算した植栽本数を地位級ごとに示せば以下になる。

V	5	6	7	8	9	10	11	12
$(5/V)^{2/}$	1.000	0.886	0.800	0.732	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200	2,100	1,900	1,800	1,700
V	13	14	15	16	17	18	19	20
$(5/V)^{2/}$	0.529	0.504	0.481	0.461	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200

また、択伐を実施した場合は、上記の本数に択伐率を乗じて算出した本数以上とする。

5 標準伐期齢は西桂町森林整備計画で定める標準伐期齢による。

イ 保安施設地区の施業方法

原則として禁伐とする。

但し、森林法第44条で定められた場合を除く。

ウ 自然公園内の施業方法

①国立・国定公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然公園法第20条第3項及び第21条第3項により国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては知事の許可が必要である。

特別地域区分	森 林 施 業 方 法
特 別 保 護 地 区	禁伐とする。 但し、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災、風致の維持、その他森林の管理として行われるもの、または測量のため行われるものは、この限りでない。
第 一 種 特 別 地 域	1) 第一種特別地域の森林は、禁伐とする。 但し、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。

	2) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 3) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第 二 種 特 別 地 域	1) 第二種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。 但し、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができる。 2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐法によるものとする。 3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 5) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 ① 一伐区の面積は2ha以内とする。 但し、疎密度が10分の3より多く保残木を残す場合または車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 ② 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならないものとする。
第 三 種 特 別 地 域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

エ 砂防指定地の施業方法

砂防指定地内において立木竹の伐採、竹木、土石等の滑下または地引きによる運搬等を行う場合には、砂防法第4条及び山梨県砂防指定地管理条例第2条により、知事の許可が必要である。ただし、山梨県砂防指定地管理条例施行規則第2条により、面積が千平方メートル未満の区域における竹木の間伐または択伐及び当該竹木の運搬については、知事の許可を要しない軽易な行為となる。

砂防指定地内の森林についての施業の基準及び立木竹の伐採等の許可の基準は、次のとおりとする。

施業区分	森 林 施 業 方 法
	(1) 砂防指定地における立木竹の伐採は原則として択伐によるものとする。但し、河川・砂防及び治山施設の保全上悪影響を及ぼす恐れのある森林、その他伐採すれ

伐採の方法	ば著しく土砂の流出する恐れがあると認められる森林にあつては禁伐とする。なお、溪流に沿った両岸20m幅以内の区域及び溪流両岸付近の伐採により崩壊の恐れのある地域以外で、地盤が比較的安定していて、著しく土砂の流出する恐れのない森林にあつては、伐採種は指定しない。 (2) 土砂災害等を助長する皆伐は原則禁止とするが、やむを得ず皆伐による伐採を行う場合は、上記の伐採種を指定しない地域内の森林で、一箇所の皆伐面積が10haを超えない範囲とする。但し、伐採後は土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。また、伐区は計画的に分散させるものとし、更新完了後でなければ接続して伐区を設定できないものとする。 (3) 伐根の掘り起こしは原則禁止する。やむを得ず伐根の掘り起こしを行う場合は、土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。
伐採の限度及び更新方法	森林法の定める保安林の指定施業要件の基準を準用する。

オ 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

急傾斜地崩壊危険区域内において立木竹の伐採等を行う場合には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条により知事の許可が必要である。所有者等は、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。

カ 鳥獣特別保護地区の施業方法

鳥獣保護区の特別保護地区内において立木竹の伐採、その他鳥獣の保護繁殖上支障となるような行為については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項により環境大臣または、知事の許可が必要である。

なお、森林の施業方法は次のとおりとする。

施業区分	森 林 施 業 方 法
伐採の方法	原則として伐採種の指定はしない。 但し、伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または、安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものにつ

	いては、禁伐とする。 また、保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。
伐 採 の 限 度	単木択伐、立木竹の本数において20%以下の間伐とする。

キ 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法

特別母樹または特別母樹林は原則として禁伐である。

但し、林業種苗法第7条第1項により、農林水産大臣の許可を受けた場合はこの限りでない。

ク 自然環境保全地区等の施業方法

①景観保存地区

景観保存地区内において立木竹の伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要である。また同条例第23条により規則で定める基準を超える伐採を行う場合には「自然環境保全協定」の締結が必要である。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第11条）で定める基準〉

a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率10%

b その他の場合：伐採対象面積300㎡

②自然活用地区

自然活用地区内において規則で定める基準を超える伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第16条1項により知事に届出が必要である。また条例第23条により「自然環境保全協定」の締結が必要である。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第8条・第11条）で定める基準〉

a 単木択伐の場合：現在蓄積に対する択伐率20%

b その他の場合：伐採対象面積2,500㎡

③自然記念物

自然記念物の現状を変更することとなる行為をしようとする場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要である。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導

森林施業の円滑な実行確保を図るため、町産業振興課、富士・東部林務環境事務所、県森林総合研究所、森林組合との連携を密にして、普及啓発、経営意欲の向上に努める。